大阪府と大阪府大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会との

災害リハビリテーション支援チームの派遣に関する協定

　大阪府知事（以下「甲」という。）と大阪府大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会（大阪JRAT）（以下「乙」という。）は、災害時における医療支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

1. この協定は、大阪府内で災害が発生した場合において、大阪府地域防災計画及び大阪府医療計画等に基づき甲が行う医療支援活動に係る乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

1. 医療支援活動に係る乙の協力を災害リハビリテーション支援活動と言う。

２　災害リハビリテーションとは、被災者、要配慮者等（以下「支援対象者」という。）の災害関連死、生活不活発等を防ぐために、リハビリテーション医学及び医療の視点から関連専門職が組織的に支援を展開することで、支援対象者の早期自立生活の再建及び被災地域の復興を支援する活動の全てをいう。

３　災害リハビリテーション支援活動とは、前項の支援及び当該被災地支援に係る運営、情報収集、人材の派遣等の調整業務をいう。

（派遣要請等）

第3条　　甲は大阪府地域防災計画及び大阪府医療計画等に基づき、被災地（災害救助法適用地域）において、災害リハビリテーション支援に関し、医療救護班（保健医療活動チーム）を被災地へ派遣する必要が生じた場合は、乙に対し、乙が組織する災害リハビリテーション支援チーム（以下「支援チーム」という。）の派遣を要請することができる。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに支援チームを派遣させるものとする。

（大阪ＪＲＡＴの活動）

第４条　　乙が派遣する支援チームが行う災害リハビリテーション支援活動は、次の各号のとおりとする。

（１）避難所、避難場所等の環境アセスメントならびに改善に関する対応及び提案

（２）支援対象者に係るリハビリテーション適応に対する評価（リハビリテーショントリアージ）及び情報収集

（３）支援対象者の生活不活発病等を予防するための活動

（４）リハビリテーション医療器材（福祉用具、補装具、自助具等）の評価及び提供に関する対応

（５）その他必要な支援で甲が認めたもの

（指揮系統等）

第５条　　乙が派遣した支援チームに対する指揮及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

（協定の実施状況等の報告）

第６条　　乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及びその他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。

（費用負担等）

第７条　　甲の要請に基づき、乙が派遣した支援チームが、第４条の規定に基づく業務に従事した場合、甲は乙が業務に要した費用を、災害救助法の取扱いに準じて費用を負担する。

２　前項の規定により甲が支弁する費用は、次の各号のとおりとする。

（１）乙が供給した医薬品、医療器具等を使用した場合の実費

（２）前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経

　　　費

（損害補償）

第８条　　甲は、甲の要請に基づき乙が派遣した支援チームの隊員が、第４条の活動に従事したため、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなった場合は、災害救助法の取扱いに準じて扶助金を支給する。

（定めのない事項等）

第９条　　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（当該協定変更に関する事項）

第10条　　この協定の定める事項に変更が生じた際、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条　　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲、乙いずれからも更新しない旨の申し出がない場合は、有効期間満了の日から起算して１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

　　　令和６年６月３日

　　　　　　甲　　大阪府

代表者　　大阪府知事　　吉村　洋文

　　　　　　乙　 大阪府高槻市大学町2番7号

　　　　　　　　　学校法人 大阪医科薬科大学 医学部 総合医学講座リハビリテーション医学教室内

　　　　　　　　　大阪府大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会

　　　　　　　　　代表幹事　　佐浦　隆一